

ヤスクニ・レポ 193

第3次安倍改造内閣を問う

代表 西川重則

1

第3次安倍改造内閣が発足した。2015年10月7日(水)のことである。安倍晋三自民党総裁の肩書で、2018年9月までが決定したばかりであり、改造内閣については同じ日程が保障されているかどうかは未定であるが、国会傍聴16年の私にとって、戦後最悪の法案(平和安全法制)が、去る9月19日午前2時18分に参院本会議で強行採決で成立となったことは周知の事実であるが、成立過程がいかにかひどかったかを知る者として、多くの主権者・有権者の批判がなされたが、安倍首相の退陣を当然のことと考えている。決して小さな問題ではないからである。

現在は国会が閉会中であるが、右に述べた「戦争法案」と言われている悪法をめぐって、野党だけでなく、「戦争法案」そのものについて絶対に無視ないし止むを得ない法律と考えて済むことは許されないと私たちは思っているし、今後も国会において反論がなされ、政府・与党としてどう答弁するかは決して小さな問題ではない。そのような政治状況を直視し、改めて私が主張している日本国憲法に基づく憲法政治の復権が可能かどうか、否日本国憲法に基づいて事柄を判断し、悪法を廃案ないし撤回することが不可能かどうか、まさに主権者・有権者の自己吟味、警告が根本的に問われていることを夢忘れてはならない。

以下改めてこの機会に、戦後70年にあって、戦後史を総括し、今後の課題を共に考え、日本国憲法が求めている第13条の個の尊厳の回復をめざし、本来の憲法政治に基づく立憲主義の在り方、民主主義の政治とはどのような政治であるか、日本国憲法のいのちとも言うべき歴史的・今日的在り方の回復をめざし、敗戦(1945・8・15)後の厳しい政治状況をどのような在り方で本来の民主国家を形成しようとしたかを改めて考えてみたい。

ここでは敗戦と言ったほうがよいと思うので、敗

戦直後の1945年12月15日に、いわゆる「神道指令」がGHQ(占領しているマッカーサー総司令部)によって日本国に対して与えられた。日本が敗戦国として初期に与えられた「神道指令」は天皇制・国家神道体制を根本的に改変する内容であった。その目的は「宗教ヲ国家ヨリ分離スル」ことにあった。日本国憲法の公布(1946・11・3)、施行(1947・5・3)より先であり、「神道指令」の思想が日本国憲法第20条の「政教分離」の原則に適用されたのであるが、今日に至って、文字通り「神道指令」の本来の目的が無視され、「亡国指令」と言われ、「神道指令」の思想・精神が今後の日本国の歴史・伝統・文化に不必要・邪魔になるとし、排除して然るべきという発想が公然と主張されている。

つまり、自民党が結成された1955年11月15日に「党の基本方針」として、「現行憲法の自主的改正」とされたことからわかるように、「神道指令」が亡国指令と言われるように、日本国憲法も「亡国憲法」と位置づけられているのであり、私たちには考えられない発想であり、いわゆる「押しつけられた」指令とされ、日本国憲法の改憲を早期に実現することこそ望ましいと公然と言いつけているのが戦後70年の状況であり、「はだかの国会」も例外ではないと言えよう。

2

戦後史を総括して分かることだが、国会も例外ではない証拠に、私が「憲法改正と私たちの課題」について、「キリスト新聞」の第一面に三回連続して長文の文章を書く機会を与えられた(2013・6・15)時、第一回目に、「政教分離重視する日本人少ない」という見出しで私の文章が見られるが、その一文の中に、「国会の本会議や委員会においても、肝心の政教分離の文言を使うことはない。憲法感覚もないように思われる」という私の一文が見られる。

私の知っている範囲で、「政教分離」の重要性を

自覚し、その重要な意味を表明される国会議員が少ないことは残念ながら事実であり、改憲構想や靖国神社問題と政教分離の深い関係を憲法的に考えている議員が少ないのはむしろ当然と言えよう。

最初に例示した「神道指令」の目的がいかに関重要であるかを、戦後70年の今日真剣に考えることが少ないこと、特に日本国憲法第99条の条文を公務員として重視しない現状を残念に思わざるを得ない私であるが、率直に言って、そのような現状が国会議員だけでなく、地方自治体においても例外でないところに想像以上に今後の課題が大きいことを強調しておきたい。

第99条は言うまでもなく、すべての公務員の責任として、条文の意味を真剣に考え、学び、実践することが強く求められていることを主権者・有権者がよく知り、すべての公務員に警告する責任課題があることを率直に報告し、その理由を為政者に警告し、訴え続けなければならない。「不断の警告は自由の享受」という重要な教訓を心に刻み、主権者・有権者として警告をしなければならないのは、まさに戦後70年の国会を初め地方自治の本旨（日本国憲法第92条）をまっとうすべき地方公務員の不可避な職務を考えれば、私の訴えをよく認識してくれるはずであろう。

先に例示した「戦争法案」が強行採決で成立したが、だからと言って、あきらめたり、無関心でいる

ことが許されるはずはないからである。「戦争法案」と名づけられたのは私たち市民であったかも知れない。しかし、「戦争法案」という法案ではないと、政府が考えるのは間違っている。「平和安全法制」だという法案であったし、しかもすでに成立したのだと安倍首相は即断し、今後アメリカと一体関係で、いざと言う時、日米同盟の下、「平和安全法制」を「平和安全」のために行使したいと言うであろう。しかし、私はそうは思わないし、思えない。

日本国憲法の第9条の第1項は、文字通り、「不戦の決意」の表明であり、第2項は「戦力」を保持しないこと、「交戦権」も認めないと明記している。その歴史的・今日的意味がいかに関重要であるかを考える人であれば、昨年7月1日に首相を初め閣僚が、憲法違反の「集団的自衛権」を当然視し、日米軍事同盟を強化し、戦争の場合「平和安全法制」という名称を大義名分に、国民の平和・安全のために内閣として政治責任を全うするかのよう²に発言を繰り返しながら、憲法改正（改悪）を当然視し、年を前に、多種多様な手段を講じても到底私たちの良心を納得させることはできないであろう。「平和を創り出す者たちは幸いである」（マタイ5・9）という真の意味を知っている私たちを納得させることができない内閣であることを述べて、終わりたい（2015・10・11）。

2015年9月18日例会奨励 エペソ人への手紙5：15～20「悪い時代にあつて」

単立鶴川キリスト教会 山川 暁 伝道師

テキストはパウロが小アジアのローマ帝国の植民都市エペソの教会に当てて書いた手紙である。紀元60年頃に書かれたとされているが、手紙の書き手がパウロであるかどうかについては聖書学者の間では見解が分かれている。手紙が書かれたのは皇帝ネロの治世で、ローマのキリスト者はネロの迫害下に置かれていた。パウロ自身も迫害され、獄舎につながれていた。

エペソの教会はパウロが3年間の時間を費やして建て上げられた教会であった。パウロのエペソにおける伝道がいかに関熱意のこもったものであったかがわかる。

パウロはエペソの教会に当てた手紙を獄舎において書いている。パウロの時代認識はどのようなものであったのか。16節に「機会を十分に用いなさい。悪い時代だからです」とある。「機会を用いる」とは何か。「用いる」と訳されているギリシャ語の原義は「買い戻す」とか「贖い出す」という意味である。また悪い時代とは、「邪悪な時」とか「邪悪な日」という意味である。邪悪な時にあつても、時を

無駄にはするな、ということである。

パウロは迫害についてどう考えていたのか。「私の受けている苦しみはそのまま、あなた方の光栄なのです」（13節）と述べているように、迫害を受けることにはいささかも恐れてはいないことがわかる。

敗戦から70年目にあつて、キリスト者はパウロからキリスト者としての歩みを自己検証することの必要を教えられる。そして、今生きている時代を正しく見抜くことの必要を教えられる。敗戦から70年目に突きつけられた「戦争法案」は突然現れたものではない。敗戦の直後から悪い霊に導かれたものたちによって、準備されてきたものであることを知らなければならない。

「御霊に満たされなさい」（18節）とある。キリスト者は聖霊の助けがなければ、イエス・キリストの期待に応えることはできないのである。